

## 個人情報の取り扱いに関する細則

### (目 的)

第1条 この細則は、港北ニュータウン・メゾンふじのき台団地管理組合規約（以下「規約」という。）第70条に基づき、管理組合が保有する個人情報の取り扱いに関する事項を定めることにより、組合員またはその同居人もしくは専有部分の貸与を受けた者またはその同居人（以下「組合員等」という。）の個人情報の保護に資することを目的とする。

### (責 務)

第2条 管理組合は、組合員等の個人情報（以下「個人情報」という。）の取得、利用、提供、安全管理等に関して、適切な措置を講じるよう努めなければならない。

2. 管理組合の役員は、この細則および個人情報の保護に関する法律を遵守するとともに、職務上知り得た個人情報を、正当な理由なく漏えいまたは不当な目的に使用してはならない。また、役員は、その職を退いた後も、職務上知り得た個人情報を他に開示または使用してはならない。

### (個人情報保護管理者)

第3条 管理組合は、第1条に掲げる目的を達成するため、個人情報保護管理者（以下「管理者」という）を置くものとする。

2. 管理者は、理事長とする。

### (マンション管理業務の委託)

第4条 管理組合は、規約第13条に基づきマンション管理業務の委託先（以下「管理業者」という。）に対して組合業務を委託した場合には、委託契約に基づく業務の範囲内で、個人情報を記録した文書の作成および運用等の実務を管理業者に行わせるものとする。

2. 前項の場合、管理組合は、管理業者に対して当組合に係る個人情報の適切な管理業務を課すものとし、委託業務の終了時には当該の個人情報を管理組合へ返還させるものとする。
3. 管理者は、管理業者に課した個人情報の適切な管理義務が、確実に遵守されるよう監督に努めなければならない。

### (取 得)

第5条 個人情報の取得は、適法かつ公正な方法によって行い、偽りその他不正な手段によって取得してはならない。

2. 管理者は、管理業務に必要な範囲で個人情報の提供を求めることができる。
3. 組合員等は、管理者から求めのあった個人情報の提供に協力しなければならない。

### (利 用)

第6条 管理組合は、個人情報を次の目的の達成に必要な範囲内において利用するものとする。

- 一 組合費、修繕積立金、棟別修繕積立金、駐車料金の徴収および会計事務
  - 二 組合員名簿、入居者名簿、駐車場台帳等の作成
  - 三 その他、組合員等の利益増進の目的で行う業務および関連業務の遂行
2. 管理組合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前項の利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない。

(正確性の確保)

第7条 管理者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容を保つよう努めなければならない。

(提 供)

第8条 管理組合は、取得した個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りではない。

- 一 法令に基づいた提供依頼があった場合
  - 二 本人の同意があった場合
  - 三 緊急性を有する場合または本人の同意を得ることが困難な場合
  - 四 組合業務遂行上、必要かつ相当の理由があると認められ、組合員等の権利、利益等を不当に侵害する恐れがない場合
  - 五 規約第66条による場合
2. 管理者は、ただし書きの各号に該当した場合は、個人情報を提供した年月日、提供相手、提供項目を記録し、保管する。

(安全管理)

第9条 管理者は、個人情報の紛失、漏えい、き損または改ざん等が発生しないよう次に例示する必要な予防、是正等の措置を講じるよう努めなければならない。

- 一 個人情報は、管理事務所内に保管し施錠することとする。
- 二 個人情報を電子機器上に保管する場合は、パスワード等による保護を行うものとする。
- 三 利用する必要がなくなった個人情報は、シュレッダー等を用いた確実な方法で遅滞なく消去するものとする。

(閲覧請求)

第10条 組合員等は、自身に関する個人情報について、当該個人情報を保有する管理者に閲覧を請求することができる。その場合は、本人であることを明らかにして行うものとする。

(訂正、削除等)

第11条 組合員等は、自身の個人情報の内容に誤りまたは削除の必要があると認められる場合は、管理者に対し訂正、削除の依頼をすることができる。

2. 管理者は、本人からの訂正、削除あるいは苦情の申し出があった場合、適切かつ迅速に処理するよう努めなければならない。

(細則外の事項)

第 12 条 この細則に定めのない事項については、個人情報に関する法令およびその他の規則に則り運営するものとする。

(細則の改廃)

第 13 条 この細則の改廃は総会の決議によるものとする。

(付 則)

この協定は、平成 30 年 5 月 20 日総会終了時から効力を発する。